

その他

- ① 検察審査員となることができない方、② 辞退できる事由については、同封の「検察審査員候補者名簿への記載のお知らせ」の裏面をご覧ください。
- 視覚、聴覚、言語などに障がいのある方や介護が必要な方が検察審査員・補充員に選ばれた場合、事務局で審査会議に参加しやすいよう準備しますので、質問票(回答用紙)の記載欄にご要望等をご記入ください。また、ご不明な点があれば、事務局にお問い合わせください。
- 検察審査会制度に関するご説明は、検察審査会ホームページとしております。

検察審査会
http://www.courts.go.jp/kensa/ 323004
令和元年11月15日

東京第六検察審査会事務局
(所在地)
100-8920
東京都千代田区錦町1-1-1
(東京高等・地方・簡易裁判所合同庁舎内)
東京第一検察審査会事務局

検察審査員候補者名簿への記載のお知らせ
*00500001 002 111 3 001/001
0000005 0000005 0000007 0000007

このたび、あなたは、
東京第六検察審査会の検察審査員候補者
(令和2年第3群)

に選ばれ、検察審査員候補者名簿に記載されましたので、お知らせします(このお知らせは任期終了まで大切に保管してください。なお、現段階では、名簿に記載されただけで検察審査員候補者には選ばれていません。あなたが所属する群は上の枠内に記載のとおりです。今後、この名簿をもとに、検察審査会及び事務局において、群ごとに検察審査員候補者の中から検察審査員・補充員を選ばれた方には、別途、事務局からお知らせいたします。検察審査員・補充員に選ばれた方には、別途、事務局からお知らせがない場合は、検察審査会事務局からお知らせがない場合、いつ頃検察審査員・補充員に選ばれたか、いつ頃検察審査員候補者となられたか、お問い合わせは、検察審査会事務局(代表窓口)です。検察審査会事務局(代表窓口) 002 111 3 001/001 0000005 0000005

お問い合わせは 検察審査員候補者専用コールセンター
開設期間 令和元年 11月15日～12月31日
受付時間 午前8時30分～午後6時30分(日曜日・祭日を除く)
電話 050-3535-1111(無料)
※ 携帯電話・PHSからも無料で通話ができますが、お手数ですが、一部のIP電話からは、通話料がかかります。
※ (その際、通常の固定電話への通話料がかかります。)

検察審査員候補者となられた方へ

検察審査会はどのようなことをするのか。

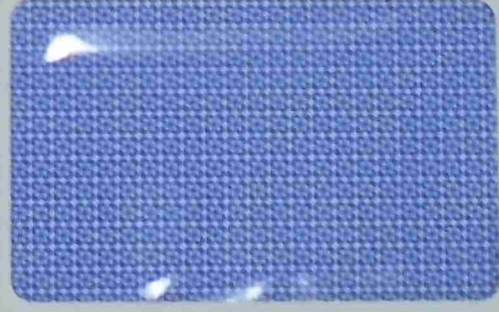
- 検察審査会は、検察官が被疑者を裁判にかけなかったこと(不起訴処分)のよしあしについて審査を行うことを主な仕事としています。審査会議は、東議院議員の選挙権を有する人の中からくじで選ばれた11人の検察審査員により非公開で行われます。
- 検察審査会は、地方裁判所及び主な地方裁判所支部所在地に165か所設置されています。昭和23年に検察審査会制度が始まってから、これまでに61万人以上の方が検察審査員・補充員に選ばれています。

検察審査員・補充員はどのようなことをするのか。

- 検察審査員は、検察審査会の構成員として、審査会議に参加し、検察官の行った不起訴処分のよしあしについての審査を行います。また、補充員は、検察審査員が欠員となったり、審査会議当日に欠席したときに、検察審査員に代わって審査会議に参加します。
- 各群の任期は次のとおりで、いずれも6か月です。
 - 1群の方 令和2年 2月1日～令和2年 7月31日
 - 2群の方 令和2年 5月1日～令和2年10月31日
 - 3群の方 令和2年 8月1日～令和3年 1月31日
 - 4群の方 令和2年11月1日～令和3年 4月30日
- 下の図表のとおり、6か月の任期のうち、最初の3か月は前の群の方と、残りの3か月は後ろの群の方と一緒に仕事を行っていただきます。したがって、1年中すべての時期にわたり検察審査員と補充員がそれぞれ11人いることになります。

群	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
第1群 (各5人)		2/1					7/31					
第2群 (各6人)				5/1					10/31			
第3群 (各5人)	1/31							8/1				

料金後納
郵便



親展

重要なお知らせですので、必ずご開封ください。

検察審査会制度

皆さんのご協力をお願いします。
ホームページ <http://www.courts.go.jp/kensa/>